

厚生委員会 議録 第三十二号

昭和二十九年四月七日(水曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事松永 佛骨君

理事古屋 菊男君 理事長谷川 保君

高橋 等君 亘 四郎君

佐藤 芳男君 滝井 義高君

萩元たけ子君 柳田 秀一君

井堀 繁雄君 杉山元治郎君

山口シヅエ君

出席國務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

出席政府委員

厚生事務官 久下 勝次君

(保險局長)

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

四月七日

委員降旗徳弥君及び岡良一君聘任につき、その補欠として中山マサ君及び井堀繁雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

公述人選定に関する件

厚生年金保険法案(内閣提出第二二四号)

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二二号)

○小島委員長 これより会議を開きます

まず来る九日に開会を予定しております厚生年金保険法案の公聴会の公述

人選定の件についてお諮りいたします。本公聴会公述人の申出は今まで十名ほどあり、先刻理事会において協議した結果、当委員会から出席願います人を含めて次の七名の方を公述人に選定することにいたしました。すなわち非

現業共済組合連合会理事長の今井一男君、社会保険診療報酬支払基金理事長の清水玄君、富士紡績株式会社労働部長の波多野則三郎君、全日本造船労働組合中央執行委員の小西昌二君、大阪商大教授の近藤文二君、早大教授の末高信君、全日本海員組合組部部長の和田春生君。以上の諸君を公述人として選定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認めそのように決めます。

○小島委員長 次に厚生年金保険法案及び船員保険法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし質疑を続行いたします。佐藤芳男君。

○佐藤(芳)委員 私はこの機会に、ただいま上程に相なっております厚生年金保険法の改正案につきまして、草葉厚生大臣にじつくりとひとつ伺いたいと思ふのでございます。

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕

本案はもろろん政府提案ではございませうけれども、厚生省所管のもので、あなたの責任が一番大きいことは申し上げるまでもないところでございませう。この改正案は、改正案とは称しながら、実は新制度の創設に近い性格と

内容を持つものであり、よほど慎重に取扱われねばならぬ法案であります。山縣前厚生大臣は、このゆえにきわめて慎重な態度をとられ、下僚の立案に容易に判を押されなかつたのであります。あなたは就任早々一も二もなく、前大臣の案を認められ、ここに発案を見るに至つたのであります。私はあなたの俊敏さに敬意を表するものであります。しかし過日のあなたの御説明では納得がいかない点が多々あるのであります。昨日政府を代表する資格の緒方副総理と質疑応答を繰返したのであります。私は、私はなるべく重複を避けまして、重要な点について率直にたゞし、直接大臣から具体的のお答えを得たいと思ふのでございます。最初にわが国の年金制度に対する大臣のお考え方を承りたいのであります。

その第一点としてわが国の社会保障制度に関しては、多くの問題がございしますが、現在当面している最も重要な問題は、年金制度に関する問題であります。由來わが国の社会保険制度で最も遅れており、最大の欠陥を有するものはこの年金制度であります。昨日青柳委員より御指摘に相なつた通りであります。この点はさきにILOにおいて採択されました社会保障の最低基準に関する協約に照しても指摘し得るところでございしますが、今日わが国の年金制度の問題は、きわめて重大なる段階を迎えているということ。

第二点といたしましては、今当面している問題としては、第一に公務員の恩給制度に関する問題があると思ひます。すなわち、昨年の十一月、人事院は国家公務員の退職年金制度に關して勧告を行い、公務員の現在の恩給や共済制度を国家公務員法の規定に従つた新しい統一年金制度に改革することを要請しておるのであります。恩給と共済組合制度間の不公平や、旧時代の封建的な恩給制度をそのままに放置することは許さるべきことではない、かように私は思ふのであります。さらにそれから、民間労働者に対する年金保険及び船員保険の改正問題がありま

す。本改正問題については、目下改正案がここに提出されているのであります。これは年金制度全般の問題として研究する必要がある。

第三には、国家公務員の新年金制度の問題や、厚生年金保険制度の改正問題と関連して、公共企業体職員や都道府県、市町村の職員の年金制度の問題もあわせて考究する必要がある。すでに昨日も指摘いたしましたように、市町村職員の年金問題は、自治庁において共済組合法案が計画され、近く閣議に付議されようといはれてゐるのであります。

以上が今日当面いたしてゐる問題であるように思ふのであります。わが国の年金制度には種々の問題があり、この際これらもあわせ考慮の上、年金制度の改正を行う必要があると考えるが、これら年金制度に対する大臣の考え方はどうかといふことを伺いたひのであります。

○草葉國務大臣 佐藤さんのお話は私まつたく同感であります。現在行われております恩給制度あるいは長期年金制度から考えますと、お話をうに、国家公務員に對します恩給あるいは地方公務員に對します恩給の間の関係の年金、また被用者に對します共済制度、これらがばらばらになつております。しかもその内容が、一口に申しますと千差万別の様態を呈しておる。またそれ／＼の特徴がありま

一部にあるので、厚生年金の改正にあたりましては、厚生年金保険制度を長期年金の中核としてやつて行くような考え方を中心にして行こう、幸いにお話のように全面改正になつておりますから、そういう考え方でやつて行く。従つてただちに現在あらゆる年金制度が統一の局面には行き得ない状態ではあるけれども、将来それを考える場合におきましては、厚生年金という一つの考え方が中心になり得る改正をして行きたい。なるべくその線でやつて行きたいというのが、私どもが持ちました今度の改正の根本的考え方であり、具体的に申しますと、あるいはその考え方が具体的に現われた上において十分な点があるかもしれませんが、本質におきましては、少くともそれを流れの中心には持つて行きたい、そして今後一般長期年金の中核として、厚生年金制度を持つて行きたい、その思想体系に統制し得るような厚生年金を考えたい、こういう考え方で実は行つておるわけであり、幸い厚生省で所管いたしておる船員保険があります。船員保険もいつその機会にがつちりとこれと一体にするような方法をとまで原案では考えただけであります。しかし先ほど申しましたように、それ／＼の保険にはそれぞれ歴史と、対象とか特徴とかがありますので、なか／＼にわかにでき得ない状態も少しなければならぬ、従つて今回は最少限度必要な通算という方法なり、あるいは似通う方法なりということ、ただいま申しました厚生年金を中心とした考え方で行きたいという線に近寄らしておる次第でございます。

○佐藤(芳)委員 ただいまの御答弁の中に、厚生年金を将来中核とし、流れの中心として、すべてを包括できるようなという心構えをお持ちでありますことに對しましては、私は敬意を表するものであります。そういたしますと、一例をあげますれば自治庁においてはたゞいま立案中と聞いております町職員共済制度、これに對しましては、もちろん厚生御当局におきましては反対をされておる、次官會議においては反対の意を表明されて、また大臣もそのお氣持であるように承つておるものであります。この点はどうかという点が一点、かりに閣議にかかりましたときには、断固反対なさる、そこまでの決意がなければならぬと思つておりますが、この点はどうか、これが一点。

第二点は、厚生年金を中核として、流れの中心として考へておるとおつしやる以上は、しかも自治庁のそういう立案を抹殺しようとお考へでありますならば、どうして厚生年金保険法の改正案の際にそれらを吸収し得る措置をこの条文の中にお入れにならなかつたのか、ただ自治庁は強引にこれを出したいと思つておるから、これは縁なき衆生と思つて簡単に片づけてしまわれたいように思つておるが、それはではたゞいま大臣の御答弁にございまして、厚生年金保険というものを中核として、流れの中心として、すべてを包括して行きたいというその熱意が非常に薄いものなのではないか、この点いかにございませうか。

○重田國務大臣 ごもつともな御質問でございます。市町村の雇員に對しま

す保険制度が、現在約十二万七千くらいだと思つておるが、これらの人たちに對しまする保険制度が穴になつていく。そこでこの改正案をつくり出すときに、ぜひこれを入れないといふことを関係当局と十分折衝いたしました。なか／＼両方の話合いがつかないままに日を送るという状態であるから、それならばこれは一応ここからはずして置いて、いつでも厚生年金の對象にはして行く。従つて話合いがついたらその他の改正等において、いつでもやり得るという方法はとつて参つておりました。そういうわけで話合いがつかないままに十二万七千は今回の改正に入つていないことは事實でございます。

そこで実は自治庁におきましては、市町村雇員の雇員のこれらの人たちの特別な單獨立法として、共済組合制度を立案したが、つておるのも承知いたしております。より／＼御相談を受けておりますから、私はこれに強く措置をいたしてあります。それはむしろ今申し上げたような考え方で厚生年金のことをしてある。あるいは従来ある制度の中に吸収すべきである。どうしても急いでやらねばならぬということであるならば、それ／＼市町村には退職命令があり、あるいは恩給命令があり、あるいは共済制度等をつておるから、そこまでするのか、こちらでは市町村関係の雇員につきましては健康保険はほとんど全部入つておると思ふ。従つて場合によつて、むしろ単獨立法することが必ずしも有利とは考へないといふ場合もありませうし、両方を選擇するのはその人の自由と申しますと、かえつて混亂をすること

になつて参るというやうな意味でよく再検討を促しております。従つて自治庁は再検討をいたしておる。昨日もはつきりその点を私からも申し上げておきましたから、自治庁自体は再検討を始めたかと私は考へております。

○佐藤(芳)委員 私が今まで申し上げましたように、公私の各種年金制度がたゞ／＼今改革の時期に當面してあります。わが国の年金制度を根本的に建て直すためには、これは絶好のチャンスである。しかるに政府は厚生年金保険だけの面でも改正を上げておりましたが、これでは政府としては年金制度を一元的なものにするという考へが見られない。もしこのやうな改正を行つてしまひますれば、これから他の年金制度の調整をやることになりました。また、ますます困難化すると思つてございまして、よろしく政府は公務員をも含めて一元的に考へるべきであると私は政府に勧告をしなければならぬ。将来は同格であります。どうもさしあたりは言葉であること、私はおそれるのでありまして、私は幸いに重田さんが厚生大臣に就任されたのでありますから、この点実は大きな期待を持つておつたのでございまして、この点は非常に遺憾に考へざるを得ないのであります。

次にわが国の年金制度の最大の欠陥は、各種年金制度に通算制のないことであるが、政府はこれをどうする考へてあるか。わが国には各種の年金制度がありますが、これらはば／＼資格期間の通算が行われていない。すなわち公務員の恩給制度と共済組合制度との間にも、また厚生年金保険や船

員保険制度との間においても、何ら資格の年数の通算が行われていない。言うまでもなく社会保障制度としては、一定の期間労働に従事したものは、その職域のいかんを問はず、すべての労働を通じて年金が支給されるようにすべきであり、この点から年金制度は一元的なもので改革する必要がある。こういふやうに私は考へる。本改正案においては厚生年金保険と船員保険との間には、一応通算制を設けておるものの、両者の間の交流はきつめて少数としか考へられない。問題は公務員の恩給や共済組合制度との間にあるのであります。しかるに政府の提案は、これらの点はまつたく考慮しておられない。さきに社会保障制度審議會は、これらの点も考へて定額制を主張していたものであります。公務員の年金は最終報酬制をとり、厚生年金保険に關する政府の提案は、全被保険者期間の報酬の平均と定額の合計額で算定されておりますが、かかる建前はたゞし通算が考へられるのか、私は疑問とせざるを得ない。この点につきまして、大臣の御所見を承りたいのであります。

○重田國務大臣 お話の点が実は中心問題だと思つております。この問題が解決いたしますと、年金制度の根本の問題の多くは解決する。そこで現在までなされております各種の年金あるいは公務員その他の問題を検討いたしました。すると、どうしても根本的な一つのそれぞれの立法に對する措置を講じない、厚生年金保険法の改正だけではできないこととなる。従ひまして先ほど申しました今度内閣につくり出す委員會等でこれを十分検討いたしまして、その検討に基いて通算といふのはなさ

るべきものと実は私考をしまして、今度はこの厚生年金だけではそれが取上げにくいと存じましたので、考え方いたしましては先ほど申し上げた通りです。そこで市町村雇員の共済組合立法の措置につきましても、それが単行法になつてしまつても、いまの交差があるのは通算といふものにも相当影響があるのではないかと、いふような点からも、本筋としては単行法といふものは必ずしも妥当ではないと主張いたしておるのではありません。今お話を通りに各種の年金がおの／＼独立した体系をとつておりまして通算が行われておりませんので、これを解決するのが統合の根本だと考えまして、この点は今回の年金制度には実現し得なかつた点であります。

わなければならぬ点であります。私の被用者について、差別待遇する理由は一体どこにあるのか。さらに国家公務員の恩給等については、インフレ前の賃金を現在の賃金水準にベース・アップしてゐるのでありますが、厚生年金については、一律にわずか三千元にしか見ていない。これは従来の賃金の高低をまったく無視したやり方で、公務員の取扱いとはなほ大きく均衡を失ふものがある。しかも公務員の分は全額国の負担でやるのだから、まったく不合理とは思ふのでありますが、この点につきましてもどういふ御所見をお持ちでございませうか。

担といふものがある。少し均等になされべきものである。事業の主体によつてそれ／＼違ふことは当然でございませうけれども、ある程度国庫負担の均分化と申しますか、均等化を、将来一本になる上においてはなお検討して行かなければならぬ、またさういふ点から一本化といふことも一つの検討すべき問題だと考えております。

します。その場合、両者が報酬比例制となれば重複して来る。これは経済的にも問題があり、高額所得者をさらにさらに有利にするという結果になります。第六に、わが国では労使の負担力に限界がある、年金財政に限界があると言われているのでありますが、少い財源でやることは、必ず最低生活保障に重点を置いた定額年金にすべきではないか、さういふようにあげ得るものではないか、この点について一応承りたいと思ひます。

出ております。今回は具体的に勧告には金額は出ておらないと存じますが、大体三千元、しかし生活保障となつて三千元が妥当であるかどうかといふことになりまして、これにはやはり相当論議があります。従つて、日本の現在の千差万別の俸給の体系から考えまして、ただちにすべてを定額制一本にするさういふ点において困難性がありまして、これが第一に考えました点であります。それからお話のように、これを国民保険に全部及ぼす場合は定額制が一番やりやすいことになるといふ点は、私も同感に考えております。その場合も定額制ばかりでなしに、他の方法も今後十分検討の余地がないか。ただその定額といふのは、低い額の人と高率の報酬をもらつてゐる人とすべて一本にする、何年か勤めましたあと何千円から何千円と一本にして、高額者は退職金で埋め合せる、さういふ制度が勤労意欲その他の点から考えて国民の意思にびつたり行つてゐるかどうかは、相当検討せねければならぬ点であります。従つて、定額制だけをとりまして、これは、私の記憶からいいたしますと、イギリスだけではないかと考えております。あとはやはりそれ／＼報酬比例ではないのか。社会保障制度審議会の御勧告の定額といふのは、私も十分これは検討し、尊重すべきものだと考えております。この厚生年金が国民全般に及ぼします場合の――大多数の国民が収入不定の場合におきましては、当然定額といふものを考えて来なければ年金制度といふものはでき上らないと考えております。それまでに参りまして、現在の段階におきましては、た

○佐藤(芳)委員 次に厚生年金に対する国庫負担と公務員の恩給等に対する国庫負担との不合理の問題について、一体どうお考えでございませうかということでございます。社会保障制度に対する国庫負担の不合理はあらゆる面に見られるのでありますが、恩給や共済組合に対するそれは厚生年金保険に對するものとの不合理はなほだしいものがございませう。すなわち両制度ともインフレによつて打撃を受けましたのが、恩給や共済組合については全額国の負担において現在の賃金まで引上げが行われておるのでありますが、厚生年金保険については、国庫負担はほとんど考慮されてない。もちろん一割五分の国庫負担中にはございませうけれども、ほとんど考慮されてない。将来の公私の保険料にこれが全部転嫁される。これは公私の被用者についてにはなほだしい不合理、不公平とい

ある点につきましても、御指摘の通りだと思ひます。ただ国家公務員の場合に、必ずしも全額を負担しているとは思つておりません。やはりそれ／＼掛金をかけておりますから、その掛金の率、片一方と比較してまことに少いじやないかといふ点にかかつて来るわけでありませう。これは結局、厚生年金の被用者と雇主との掛金が、国家公務員になると両方国家が負担するといふ建前になつておるわけでありませう。それが一つと、それから一般の事業所におきましては大体八三〇くらい、雇主が九一〇くらいと九一〇くらいは退職金制度をとつておりますが、この点も実はもつと／＼検討の余地がある職金を認めておるといつたようなかれこれの面を総合いたしますと、御指摘の通りにアンバランスはあります。ただ国庫負担ではないのであります。ただ国庫負

いう、社会保障の趣旨から妥当でないといふことであります。第二には、将来インフレの起つた際、従来の複雑な報酬の記録はまったく無意味になつてしまふ。第三に、年金制度の統合二元化に困難である。第四に、国庫負担は高額所得者に多くなる、同じ労働者の中におきましても、高額所得者のみが有利になり、きわめて不合理であります。第五に、報酬比例制の年金は、主として退職金制度に由来してゐるものであります。わが国では、年金制度のほかにも退職金制度を必要といた

ただそれが報酬比例の場合は、人によつて違つて来る。定額制の場合は、人によつて一本になるという均衡の点が考えられると存じます。同時にまた、定額制をとりました場合、定額の限度をどこにするか、さうしてそれが生活保障に具体的にどの程度であるか、経済情勢によつて違つて来るのでございませう。そこにまた現在の日本の俸給体制あるいは給与体制から申しますと一つの困難さがありまして、二十五年の勧告によりまして一応二千元と

だいまお話になりましたような弊害を除去いたしますために、一方定額をとる、一方報酬比例をとつて、そしてなるべく現実の体形に合うような方法をとつて行くことが妥当であると考えましたのが今回の改正案となつて現われたい次第であります。

○佐藤(芳)委員 どうもただいまの御答弁を通じて私痛感いたしますことは、どうしても私どもの考えておりましたように、社会保障というものの根本については、もう少しお考えを願わなければならぬのじやなからうかというふうな気がして実はならぬのであります。大臣はかつて社会事業に非常に専念されておられた、だからすべてこうした厚生行政というものを社会事業的な感覚でやつておられる、私そのような非礼な觀察は決していたしていませんのでございませう。昨日緒方君に申し上げましたように、何といたしましては社会保障というものは基本的な問題なんです。そしてまたこれは生産とマツチした再分配に関する問題なんです。私どもはこういう観点に立つて考えておることが熾烈であるために、どうも大臣の言葉がびんと来ないのかもしれないが、これはあとの問題といたしまして、やはり社会保障制度審議会も答申いたしておりますように、月三千円の定額で行けば政府の提案よりもつと有利である、特にさしむき発生する坑内夫等についてははるかにそれがやはり有利である、どうして定額一本とされなかつたかということにまだ疑問が残るのであります。なおこの月三千円の定額では財源的に困難を伴うのかも知れない。それは積立金の運用を改善すれば財源を捻出し得る、これは

厚生大臣だけに望んでも無理なことでありまして、これは小笠原大蔵大臣と不日一問一答を戦わなければならぬ問題でございませうが、こうした運用によつて財源を捻出し得る、また二十九年度の財源措置はあとからでも十分できる、だからこの予算には手をつける必要も何もないのだ、こういうふうに私は考えております。さらに政府は従来から厚生年金保険は報酬比例制であつた、従来のインフレの前の報酬をすべて月三千円と見ていたことは、これを定額制にしたことにはかならない、またかくのごとく従来の賃金は月三千円の定額一律に見てしまふ、その後の賃金は本人の報酬に比例した年金額とすることは年金制度を算出する場合にないはしい矛盾を生ずるのであります。政府の提案の平均報酬一萬円の者を例にとつた場合、その年金額は月二千五百円、これに配偶者の扶養加算を加えて二千九百円にしかならないのであります。これは生活保護法の生活扶助基準三千八百二十円にも達しないのである、少くとも最低限度の生活保障がなし得るようになすべきだ、こう私は思ひます。何としても社会保障は、昨日申しましたようなソーシャル・ギランティとまでは行かなくともソーシャル・セキユリテイのよな観念で参りましたも、どうしても最低限度の生活保障がなし得るようになすべきではないか、だからどうしても月三千円というくらいにはしなければならぬのだ、こう思ひますのでございませう、これに対して大臣の御見解を承りたい。

○重田(久)大臣 実は従来の三千円以下のもは三千円とし、それ以上は今回は御案内のように一萬八千円に頭打ち、従来一萬円を八千円引上げたといふか、つこうにいたしたのであります。そこでこれでは生活の保障といふことまで行かぬではないか、あるいは生活保護法までも及ばぬじやないかという御議論、一方から考えますと、ごもつともだとは存じませう。しかしこれも具体的に検討いたして参つたのであります。具体的に検討いたして参りますと、老齢者といひまして大体年金を受けけるのは普通六十才以上、その間にもありますけれども、六十才以上がまず基本になつておる。六十才以上は老齢年金を支給するといふのが大原則でございませうが、大半は六十才以上であるのであります。そこで六十才以上を基本にとつて生活保護法から検討いたしますと、大体平均二級地の二級地の中市市くらいを大体の平均した立場にとつて考えて参つたのであります。二級地の中市市をどうとしてみますと、生活保護法におきましては飲食費、被服費、保健衛生費等を合計いたしまして千五百八十円というのを査定の基準にいたしてあります。それでこの年金におきましては定額として千五百円、これに比例制の最低が三百円つくのであります。それから、結局月額一千八百円、年額二万一千六百円、こういうことに相なつております。月額一千八百円と相なりましますと、現在の生活保護法の査定標準を考へますと、一級地におきまして甲地がこの年齢層におきまして千七百八十五円であり、乙地が千六百八十円と査定の基準を置いておるのであります。そこで千五百円を算定いたしましたのは今申し上げた点から算定をいた

したのでございませうので、結局この点から申し上げますと、生活保護法ともならみ合せて、一応現在の段階では千五百円、並びに月に三百円の加給加算といふのを置いて千八百円、年額二万一千六百円というのにおちつたような次第であります。もちろんこれ以上ある程度さらにいふ／＼額を加算するところが将来は必要と存じます。必要と存じますが、最低生活といふ点から現在の段階におきまして、そして年金財政から算出したしましてこのようない見当をいたした次第であります。

○佐藤(芳)委員 最低生活の保障といふことの全きを期しますためには、私見として申しました三萬六千円でも足らぬのであります。しかし政府の原案ではたゞいま指摘いたしましたように、生活保護法の対象者よりも少い、こういうことでは何の社会保障政策ぞや、こゝにいわざるを得ないのでございまして、私はきわめて不満に存ずるのでございませう。

なお質問者も控えておられますようです。私、質問はこれで打ち切りますが、最後に厚生大臣に私、心からひとつ申し上げておきたい。

政府は社会保障省の設置もまだ考えていない。各省は／＼の社会保障施策を調整するための国務相もない。かてて加えてこうしたことに熱意の乏しい吉田総理のもとにおけるあなたのお立場でありますから、きわめて重大なものであり、また非常に御同情申し上げなければならぬのであります。私はこゝねがわくは、草葉厚生大臣は社会保障大臣になられたというお気持ちで社会保障の問題に取組んでいただきたまはらう。ただ下から出された案をそのままごらんになつてこれに同意を与えら

れるといふようなことでなしに——私は久下さんに社会保障大臣になつた気持でといふことは言ひ得ないのであります。それは事務的でけつこうです。その保険局長の案をごらんになる場合におきましては、社会保障大臣になつたお気持ちで、大きな観点に立つて十分検討されて発案した以上は、矢でも鉄砲でも持つて来いといふような気魄に満ちた御説明と御答弁を私は私は承りたかつたのであります。この点におきましては、決して草葉君が元社会事業の大家であられたから、社会事業的な感覚を持つて厚生行政をやつておられるとは思ひませぬけれども、ぜひひとつ今申し上げたような大きなお気持ちでやつていただかなければならぬ。これを私は切にお願いするのであります。

○青柳(長)委員長 次に滝井義高君。

○滝井(義)委員 大体佐藤委員からおもな点の御質疑があつたようでございませうので、一、二点重複しない点だけお尋ねいたしたいと思ひます。

まず厚生年金制度を考へる場合に、やはりその時代の背景というものをわれわれは考へなければならぬと思ひます。日本における厚生年金は、昭和十六年の太平洋戦争に突入する直前にこの制度ができて来ておるわけです。考へてみますと、その年金制度はやはり二つのねらいを持つておつたのではないかと思ひます。その一つは当時の産業戦士の老後の生活を保障する、こゝういふ一つの面、いま一つは、当時の国家財政というもののに對して一つの財政上の資金を確保しようといふ面があつたと思ひます。すなわち強制貯蓄の形で勤労者の賃金の中から幾分の財政資金を貯蓄をして行く、

こういふ形があつたと思ふのです。こ
ういふ二つの面があつて厚生年金制度
といふものの確立が企図せられたので
はないかといふニュアンスを感じられ
るのです。ところが昨年の十一月にた
また三十二百人ばかりの坑内夫の年
金額が月に百円、年額千二百円では低
いといふことから、これは老後の保障
をするに至らないといふことが、改正
の一つの大きな契機になつておるが、
同時に一つと日本の現在の客観的な情
勢を考へてみると、いわゆるサンフラ
ンシスコの日米安全保障条約の態勢か
らMSAの態勢に突入して行く。同時
にそらなつて来ますと、ここに安い労
働の賃金で強度の労働をしてもらわな
ければならぬといふ、こゝういふ形も
同時にできて来ることになるわけ
です。ちやうど時代はまさに太平洋
戦争直前の状態と現在の日本の状態と
は非常に歩み寄つた形ができて来てお
ると思ふのです。日本の社会保障制度
の確立といふのは、あの太平洋戦争あ
るいはそれ以前の満州事変前後を契機
として大きく行われて来たといふこと
は、社会保障史を讀んでみてすぐわか
ることなんです。ところがその前後に
できた社会保障制度そのものがきつめ
で不完全であつたがために、何ら労働
者の保障にならなかつたし、インフレ
の高進のためにますますその保障がで
きないことがはつきりして来たわけな
んです。ところが現在のよゝな民主的
な国家になつて参りますと、あの太平
洋戦争前後よりかさらに強く社会保障
制度の確立が要請せられると同時に、
やはりMSA態勢確立のために国家
財政の貯蓄といふ面、いわゆる軍備の
ために金をつぎ込まなければならぬと

いふ面も強く出て来るわけなんです。その
証拠には、まだ強制貯蓄の形までなさ
ぬが、すでに東京商工会議所等におい
ても、労働者の賃金の中から幾分貯蓄
をしようといふやないかといふ声が出て来
ておるといふことは、はしなくもその
一端を暴露しておる、こゝう思ふのです。
われ／＼は社会主義政党としてもちろ
ん反対ですが、現在保守党が日本の政局
の推進に當つておるといふ点から考へ
てみますと、当然MSA態勢より長期
の防衛的な計画が保守三党において立
てられておるとするならば、少くとも
保守党に良心があるならば、長期の社
会保障計画といふものが当然議題に上
らなければならぬ段階に來ておると私
は思ふ。その点保守党の良心としての
厚生大臣だと私は思ふのです。少くとも
社会事業を長くやられた大臣なんです
から、そゝういふ再軍備態勢が一方に
おいて進んでおる今日、一方において
は当然こゝに良心的な社会保障制度を
つくらなければならぬといふことにな
ると、保守党の良心としての大臣は、
閣議において、あるいは自由党内部
において、長期の社会保障制度とい
うものを大体どんなふう頭に描いてお
られるのか、これは厚生年金をやる場
合に当然考へなければならぬ一番のポ
イントだとわれ／＼は思ふのです。そ
れなくしては、今まで厚生省のやつて来
た日本の社会保障制度が継ぎはぎだら
けであつたといふその非難を、またこ
の厚生年金の改正においても受けなけ
ればならぬことになつて思ふのです。
一貫した長期の社会保障制度の中に
けるこの厚生年金の改正といふものは
どういふ位置を占めておるか、こゝう
いふ大きな長期の社会保障計画の中の一

環として厚生年金制度は考へられなけ
ればならぬと思ふのです。従つて厚生
大臣としては、田内閣のこの長期の
社会保障計画についてどういふ構想を
描いておられるのか、まずこれを伺
いたいと思ひます。
○章葉國務大臣 實は吉田内閣とい
つても、自由党といつても、こゝの長
期の年金制度といふものには、こゝの
對しましては強い考へ方を持つておる
のであります。長期年金制度の完成に
向つて力を注ぎまして、それが一つの
経済安定であり、国民の生活安定であ
るという基本に立ちまして、今回の厚
生年金といふものも取上げ、改正をい
たした次第でございます。そゝういふ線
で強力に財政等におきましてこの社
会保障の中核をいたしましての厚生年
金に力を注いで参つた次第であります。
○滝井委員 どうもそれは答弁になら
ないであつて、何も私は年金制度を
言つておるのではないのです。年金制
度も社会保障制度の一環であるわけ
です。従つてこゝういふMSA態勢が現
実に実行せられ、すでに日本の経営者団
体からは強制貯蓄をやらなければなら
ぬと言われような段階に來ておると
きに、あなたは吉田内閣を代表する厚
生の担当せられる大臣として、長期
の社会保障計画をどう考へておるか。
しかもその長期の社会保障計画の一環
として私は厚生年金制度といふものが
取上げられておると思ふ。今の答弁の
ように、長期年金制度に努力をする
といふことは何れも構想しやない。
その構想はこれ／＼こゝである、その
中で厚生年金はこゝだといふその全
體の構想はどうかといふことをお尋ね
しておる。

○章葉國務大臣 ただいま御質問のよ
うな点から考へて参りまして、實は予
算の面におきましては社会保障制度に
對しましては吉田内閣、自由党の考へ方
をいたしましては、昨年は全歳出に
對する割合が七・一％であつたと思
ひますが、今回は八・二％、強力に財政
的にもこれに力を注いで、しかも長期
的には国民生活の安定を基盤に社会保
障制度を盛り上げて行こう、こゝうい
う考へ方で財政的にもあるいは政策全体
としてもそれに力を注いでいるわけ
であります。従ひましてその一環として
の厚生年金におきまして、その考へ
方で、従来の予算措置等よりもはるか
に増額をいたした措置をとつて参つた
次第であります。
○滝井委員 それは私も大臣から聞か
なくともよくわかつておるのです。昨
日自由党の方の代表の質問で、青柳委
員も、吉田内閣になつてから非常に社
会保障費がふえたのだ、こゝういふた
いへんお得意な質問をされたわけなん
です。それはよくわかつておるのです。
そゝういふことではなくして、現在日本
の社会保障制度全般に對して、吉田内
閣は大体どういふ構想を持つておられ
るかといふことなんです。この点どう
もポイントがぼけますので、もつと具
体的につつまめますが、たとえば現在国
民の半分以上といふものは未組織のま
まに医療の面、いわゆる疾病保険の面
が放置されておる、あるいは労災保険
にしてもば／＼になつておる。船員
保険なんかは一本にしておるけれど
も、健康保険はそうではない。あるい
は失業保険は、同じ保険でもやはりば
らばらに行われておる。年金も、さい

ぜんから佐藤さんがるる御説明になつ
ておる通り恩給あるいは地方公務員、
全部違つておる。こゝういふ各種保険の
ばら／＼になつておる状態、しかも
国民の大半といふものは未組織であ
る。年金でさえも五人以下の者を使つ
ておる工場、事業場においてはそれを
どうするかといふことも、いまだに調
査研究居士で依然として調査研究をや
りますといふことで、時代がまさに転
換期に入り、危機に直面しておるとき
に、国民はほつたらかされておるとい
ふことではいけないのではないかと、少
くともMSAの防衛態勢をきめて行く
ならば、やはり国民についても考へな
ければならぬ。なぜ私がそゝういふこ
とを申すかといふと、外貨予算その他
の割当をめぐつてみても、すでに統制
経済といふものが現れて來ておる。
もう國民は米を食ふ時代から粉食の時
代が現れて來ておる。純綿にわかれ
て、また混紡を着なければならぬ時
代が來ておる。國産奨励運動が出來て
おる。強制貯蓄をやらなければなら
ない時代が出來て來ておるのです。
こゝういふ客観的な情勢のもとにお
いて、今までの社会保障制度ではばら
ばらのままで行くといふことは、これ
は厚生を担当する大臣としては私は許
されなかつたと思ひます。やはりあなた
が当然そゝういふものに対する推進力とな
つて、吉田内閣なり自由党なりの一
つのはつきりした政策を打出してもら
なければならぬ。一つだけばつんと
年金制度を出して來てもらつても、こ
の危機の時代、転換期における社会保
障制度の一環とはどうも私ども考へる
ことができない。これはききよう大臣が
そゝういふ構想を持たぬといふことな

ら、やはり閣議できめてもらつて、そういう構想の一環としてこういうふう
に推進して行こうという、さいせん佐
藤さんが言われたように確信のあるとこ
ろを打出して来られないと、われわれ
としてはこの前も医薬分業のときにも
審議できぬと言つたのですが、これ
も同じような形になつてしまふ。今度
は改進黨も私の方に同調するようであ
りますから、そう気安くもできないと
思います。やはり大臣も腹をきめて、
はつきりして来てもらわないと、
日本の社会保障制度がどういう方向に
行くのか迷える半では困ります。もつ
とはつきり勤労者のためにやつてもら
わなければならぬと思ひますが、構
想が今わかれれば述べてもらひし、わか
らなければこの次でけつこうです。

○草葉國務大臣 大いに構想を持つた、その構想の上に立つたのがこの改正でありまして、よくごらんいただきなす。

かりかたわつております。この点は佐藤さんからも、改正というよりもむしろ根本的にやり直したくたいではないかという御指摘があつたほどであります。そこでいわけゆる勤労者、被用者に対します、私どもの考えております根本的な社会保障を最も端的に現わしておるもの、そういう意味から申しますならば、従来の千二百円、月に百円というような問題とはおよそかわつた考え方の上に立つた厚生年金を打立てた次第であります。

○滝井委員 どうもそれでは御答弁にならないのです。私は何も厚生年金制度のことを言っておるのではなくて、吉田内閣の社会保障制度全般に対する大ざっぱな構想をひとつ述べてくれ、

こういふことなんです。厚生年金はもうここに出て来ておるからわかつておる。そうではなく、たとえば国民保険というものをどういふぐあいにやると

か、健康保険をどうします、失業保険をどうしますという事です。これは統合します、統合しますと言われるのです。私どもは予算委員会でもあなたにも、塚田さんにもお尋ねしたのです。塚田さ

んはやるのはやるのだからあまりつつ
込まないでくれと言われるのですが、
どういうぐあいにやるのが出て来な
い。統合するにしても、日経連とか総
評とか、総同盟とか、いろいろ案を出

してゐるのですから、政府から毎日経連の案ぐらいのものはここに出て来なければおかしいと思うのです。だから私が言うのは、日経連とか、総評とか、総同盟の出してゐる案ぐらいの、

政府の構想をひとつ出して述べようということなんです。なければならぬと言つてもらえばよいのです。

○草薙國務大臣　結局せんじ詰めて申しますと、全般的には二十九年度の予算にさきまゝの方針が内閣の方針であ

ります。具体的に申しますと、たとえばその中で厚生年金を考えると、場合によっては、国民全体として見れば抜けております。多く未組織の場合が抜けておるのです。あるいは五人以下

が抜けておる。これらの構想をまとめ、それらに対する手はどうするかというのが具体的な問題であると考えます。そこでこれらの点につきましては、昨日も申し上げましたように、五

人未滿の場合におきましては、事業種
並びに人の問題、内容等の問題で、も
ちろんわれ／＼もそこまで仲はした
い。あるいは将来は国民年金にまで行
きたいが、それには一つの段階がある

ので、その第一段階として、その基本である厚生年金を充実しながらそこに進んで参りたい、こういう構想で進んでおる次第であります。

○**滝井委員** それ以上言つてもどうも同じようでありますから……。しかも、こういう長期の年金も含めていろいろな保険があるわけです。こういうものがすでにインフレーションの結果役に

立たなくなつたので、今度の改正が行われたわけなんですが、こういう長期の保険は、そのときの経済の変動によつて大きな影響を受けることになるのですけれども、その調整というものを

どうお考えになりますか。

○草薙国務大臣　そこで経済の変動によつて影響を受けます場合は、負担金その他の点について検討いたすというのがこの法案の中に「少くとも五年ご

とに、」というて具体的に出しておる点であります。従いまして普通の場合におきまして、少くとも五年ごとには検討し直す、しかしその間に重大な変更あるいは経済的な変動があつたよ

うな場合には、五年を待つまでもなくこれを検討しながら、その時代に見合うようにいたして参る次第であります。

○藩井委員　そう言うだろうと思つておつたのですが、そういうぐあいにこ

の法案は一応五年間は経済の変動がな
い限り固まつた形が出て来るわけ
です。そうしますとこの法案の出た由
来を考えてみると、これはもう被保
険者の労働者もとても最低生活を
保障する

案ではないといつて、公聴会その他では必ずしも満足ではなかつた。それから企業家の方もあまり保険をよくするとわれ／＼の負担が増加するのだから、政府の方もあまりやつてもらつ

ては国の負担が増加するから困るといつて、政府当局もいい顔をしなかつた。資本家、事業主の方も、勤労者、すなわち被保険者の方もあまりいい顔

をしていない。何といいますか、総スカンを食いながらも、総スカンだから結局厚生省の案を出して来た、こういう形のものなのです。そういうきわめて不完全なものが出て来ているので

す。ところが一方考えてみると、比較的営業成績のよい工場、事業場の状態を考えれば、そういうところは退職手当も割合ふん張つて出しておる、あるいは退職年金等も持つておる、すなわ

ちわが社の社員についてはどこも出すけれども、こういう大きな社会的なものについては、みんな割合利己的なんです。これは政府も財政ということで非常に利己的に動いておるし、事業主

も労働者もみんな利己的に動いておる。利己的に動かないで一生懸命やるのは、おそらく厚生大臣や保険局の人たちだと思ふが、こういう三者三様のものに対して、あなた方はどういう努

力をされましたか。またどういふ努力をされるつもりなのか。

○草葉国務大臣 お話のように、関係しております雇用者並びに被用者並びに政府、これらの立場を慎重に検討い

たして参りますと、被用者と雇用者との間には、それ／＼の立場において主張が異なっておりますのは、あるいは保険審議会等で現われて来た意見でございます。それでこれらを考えて参ります。

またした場合に、政府として最も妥当公正なる改正の案をどの点にとるかというのが、最も慎重を期した点であります。従つて、一方におきましては、國庫負担を増す、あるいはある程度は雇用

者側の負担も増してもらつて、現在の経済情勢において、また労働情勢において、この程度までは負担ができるかどうかというのが考えた点、これは被用者

の方から考えますと、被用者としてはこの厚生年金の給付額がある程度多い方がいいということに、これはもう当然であります。しかし、これにも保険経済その他でおのずから段階があると

思います。その段階において政府としては少くともこれだけはせひいたしたい、あるいはその点は雇用者に納得していただいても、全勤労のためには、将来むしろその方が十分プラスになる

面がありはしないかという考え方で、この案はどちらかと申しますと、そういう含みが相当入つておる場合があるかと思ひます。しかし、そうすることか今の日本の労働対策と申しますか、

雇業対策と申しますか、あるいは社会
保障と申しますか、そういう点から申
しますと妥当であるといいたしまして、
これらの点を十分理解してもらうよう
に方法をとつて参りましたが、それぞ

れの立場において十分な理解は事実で
きなかつた点もあろうと存じます。そ
の点は、努めてこれらの関係者には政
府の考えを了解してもらうように努力
いたしましたけれども、あるいは努

力が不十分であつたかとも存じます
が、一応現在では、この案はさうい
う意味において改正の一つの限度である
と考えまして、皆さんにお諮りをいた
しておる次第であります。

○**滝井委員**　そういう方向で改正せられたようですが、今度のこの改正によつて一応保険料が千分の十五で五年間すえ置き、それから標準報酬月額が最高一萬八千円までになつたわけです。

が、それによつて労使の負担の増加をする分は、大体どのくらいになりますか。

○草葉國務大臣 両方とも千分の四十二、パーセントにいたしますと四・二%、そういうことになつて来ると存じます。

○清井委員 そうすると、今度の改正で受給者が出て来るわけですが、大量の受給者が出て来る時期は大体何年後ですか。それから同時に定額制だけを実施した場合と、定額制と報酬比例制との複合の形で進めた場合との事務費の關係ですね、事務費は、大体報酬比例制で行けば、計算その他で莫大にいつて来ると私は思うのでありますが、定額制で行く場合との兩者併合で行つた場合との事務費の開きは、金額にして大体どの程度になるのか、この二点をちよつとお伺ひしておきます。

○草葉國務大臣 事務費の方はあとで保険局長からお答えすることにいたしまして、人員増につきましては、本年度末におきまして概算いたしておりますところでは、各種の年金及び一時金等を入れました三十九万五千、十年後の三十九年におきまして九十七万四千、五十年後の七十九年におきまして五百三十二万二千、かような計算をいたしております。

○久下政府委員 私から補足してお答え申し上げます。二十九年度予算で事務費総額は四億八千二百二十二万五千円、こういうことに相なつております。これは事務に要する経費全額が国庫の負担に相なつておるわけでありまして、定額制にいたしました場合と報酬比例を加味いたしました場合の事務費の差でございますが、私どもとしては

計算に明確に出るほど大きな差はないものと考えておるのでございます。具體的に申し上げますと、現在の制度におきまして被保険者のカードが全国で二千五百万枚ほどございます。このカードの整理を現在のところ人手でやつておりますので、非常に人員が必要でございます、どん／＼被保険者の数がふえて参りますにつれて、この事務に要する人員の費用もかさばつて参るわけでありまして、私どもといたしましては、少くとも昭和三十年程度にはこれの近代的な機械化をいたしまして、人件費の節減をまかりたいと思つております。それにいたしまして、

定額にする場合と報酬比例を加味する場合との事務に若干の差が参りますことは事実でございます。ただ、保険料を徴収する關係もございまして、各人のカードの中には当然その都度報酬額を書き加えて参らなければなりません。最後に受給要件を満たしまして受給権が発生いたしました給付をするときに、過去の報酬を一応平均をとるといふような操作が必要なのであります。これらはそれとだけの問題で、カードをつくるそれ自身の費用としてはあまり差がないと思うのでございます。なお、被保険者は御承知のように坑内夫と一般の者との資格の種別の変更等もあるし、いづれの中にも書き入れて行く操作、これが年金の事務の一番大きな問題であります。そのカード整理のために必要な費用は、報酬比例を加味することによつて格段にふえるものとは考えておらない次第であります。

○井堀委員 厚生大臣にお尋ねいたします。大臣はたび／＼他の委員の質問に答へられる中で、本法の改正は根本的な改正に触れたか、この言説がありました。これは私も私どもにとりましては奇異な響きを感じたわけでありまして、すでにこの法律が昭和十六年に労働年金保険の名前で発足してから十三年の歴史を持つ、かなり長い保険制度で、しかもその主管が政府でありますことは申すまでもなく、この種の保険といふものを今日どう改正しなければならぬかという問題は、議論の余地はないほど歴史的に裏打ちができておるはずであります。ことに私がこの機会に厚生大臣に的確な御答弁を伺おうと思ふのは、この厚生年金保険の性格は、長期保険であることは申すまでもありません。ことに政府が被保険者に対してその保険を契約、すなわち約束する場合において、はつき

りした見通しが必要ならぬことは当然であるが、もしその見通しが、やむを得ざる客観的な事情のために約束の履行ができない場合にはその責めを負うといふことは、これは私企業であつてもきびしく強制されておるわけでありまして、ことに国家事業の場合にはあります。このことはきわめて重大な政治的責任であるわけでありまして、この保険は、先ほど来お話がありましたことと、重複を避けますが、元来この長期保険の目的は、一つには労働者の老後の生活を保障しようといふことはきわめて明確な条文になつておりますから、ごうも疑う余地はないのであります。しかも長期にわたつて労働力を社会に提供し、国に奉仕して老衰し、あるいは脆疾、そういうまつたく國にすべてをささげ尽して日本の産業、経済のために多くの貢献をした者に対して、國が社会保障制度でこれに報いることは福祉國家として当然であります。ところが、そういう制度がまだ誕生してない間に、これを保険の制度にとつてかわつたわけでありまして、従つてその保険については、被保険者が当時、高率など私どもは言いたくないのであります。が、乏しい収入の中から保険金をかけて来て今日まで維持されたものであります。この保険金は、言うまでもなく老後のためのもので、そうして昨年の十一月から約三千人以上の人が養老年金の給付を受ける権利が現在発生しておるわけでありまして、こういう人に、一体当時の保険の計画したものと、その養老年金の金額といふものだけを引合ひに出しても明らかなように、老後の生活の保障がまったく意味

をなしてないものであります。たとへば百円や二百円の月額保険料をもらつても、それが何の生活の足しになりましよう。こういう事態が発生したといふことは、この種の保険を管理する政府としては重大な責任であります。従ひましてこの問題の解決は、それは党の立場——先ほど来だん／＼自由党の御自慢もありましたが、私が保守党に強調いたしたいのは、こういうことは資本主義政体が一歩先に義務を負うべき事情であつて、こういうものをこの状態に放置するよりなことにすれば社会秩序はこわれます。しかも保守政体としては、保守的な政策を遂行しようとするれば、言うまでもなくこういうものについては重大な関心と、責任ある処置とがとられなければならぬわけでありまして、こういう精神からいたしますならば、この改正などというものはまづつばものであります。われ／＼立場を異にする政体としては、こういうものを批判するのには、私どもの党の政策のものをさしをもちてはからうとはしません。保守党の立場に歩み寄つて、この問題についてお伺ひいたしておるわけでありまして、この種の保険といふものは、今日抜本的な改正を迫られておるというところは、私がここで述べるまでもなく、今日の制度のもとに設けられております社会保障審議会においても、あるいは社会保険制度審議会においても、いろいろ情勢を勘案して最小限度と思われるものを提示されておるわけでありまして、しかもこれらはそれ／＼合理的な方法によつて選ばれた政府の機関であります。この審議会の答申や勧告をまつたく無視した提案が行われておるといふこと

○井堀委員 厚生大臣にお尋ねいたします。大臣はたび／＼他の委員の質問に答へられる中で、本法の改正は根本的な改正に触れたか、この言説がありました。これは私も私どもにとりましては奇異な響きを感じたわけでありまして、すでにこの法律が昭和十六年に労働年金保険の名前で発足してから十三年の歴史を持つ、かなり長い保険制度で、しかもその主管が政府でありますことは申すまでもなく、この種の保険といふものを今日どう改正しなければならぬかという問題は、議論の余地はないほど歴史的に裏打ちができておるはずであります。ことに私がこの機会に厚生大臣に的確な御答弁を伺おうと思ふのは、この厚生年金保険の性格は、長期保険であることは申すまでもありません。ことに政府が被保険者に対してその保険を契約、すなわち約束する場合において、はつき

は、私どもとしてはどうしても了解のできぬ点であります。こういふ点に對する厚生大臣の所信の旨を伺つて、重大なるものを二、三お尋ねをいたしたいと思ふのであります。

○草葉國務大臣 お話のように、現行と申しますか、従来の厚生年金がインフレ等の影響のために、相当内容がちぐはぐになつてゐる。最初は掛金においても千分の五ないし二十、一般で千分の九四四あるいは女子は千分の五十五という高率の掛金をいたしてゐるのを二十三年に改めて、現行にいたしたわけでありませう。そうしてそれがいよいよ老齢年金や養老年金として支給される段階になりまして、御指摘のようによに百円といふ、まことに現在の状態から考へまして問題にならないような状態、そこで今回これを先ほど申し上げたように、一千八百円、年に二万一千六百円という額に引き上げて参らうといふのであります。そのいきさつの中において、ただいま御指摘のよに、社会保障制度協議会においては定額制による、その生活保障といふものを織り込んだ一本の方向をとつて行かんだのではないかと、確かにその通りであります。これも先ほどだんだん申し上げましたように、定額を千五百円にし、報酬比例をこれに加えて、そうして、千八百円という最低の額を割出して参つたのであります。現在の積勢におきまして、国庫負担を一割五分に増しまして、この計算をもつてするといふことが最も妥当であると考えましたのが、今回提案をいたしております改正法でございます。

○井堀委員 私の問いに対する答弁をいたしましては、まことに不満足なものであります。しかし順次具体的にお尋ねすることによつて明らかにされると思いますが、今大臣の御答弁の老齢年金給付の額をフラットの場合に千五百円、それに比例制を併用してゐるわけですが、一体千五百円という金額が、十三年の間保険金をかけて来た過去の歴史的な事実からいってどうであるか、これを計数的にひとつ御検討願つたところがあると思ふ。御案内のように、昭和二十三年七月の改正の際における政府当局の説明書を拝見したのであります。その中で六百円の最高額の保険掛金、すなわち標準報酬を改めておるわけですが、その改める際の政府の説明によつて、インフレの進行に基いて保険経済を見合うようにするといふ建前が改正案を出してゐると述べておる。これは私は正しいと思ふ。今日の場合にもこの考へ方がやはり貫かなければならぬと思ふ。そこでお尋ねをいたしますが、昭和十三年、保険を企圖した当時の掛金、当時約束した百円でも二百円でも、その当時の金額でありませう。ならば、最低の生活を維持するに足る実情であつたことは私も信じておる。ところが今日のインフレの進行の結果といふものは、二十年も十五年も長期にわたつて労働に奉仕し、かつ保険金をかけた忠実な老後の労働者に対して千五百円、それはよしんば計算の仕方でも多少相違するにしても、最高額の比例制による加算をいたしまして、先ほど大臣は何か他の委員への答弁において、しきりに生活保護法の中の生活扶助料の問題を例にしておりましたが、その金額に比べまして私ははなはだ低いと思ふ。乏しい社会保障制度の中で生活保護法は確かに唯一のものだと思ふのでありますが、これは

申すまでもなく、ただに生活扶助だけではありません。生活扶助を受けるような状態にある人々には、おのおの教育扶助でありませうとか、医療扶助、住宅扶助、埋葬扶助といつたような各種の扶助が総合されて給付を与えておるのが今までの実例であります。ですから私は確実な資料を得るために、正式に政府から文書で回答を求めたいと思ふ。その回答によりますと、大体今日の生活といふものは世帯を構成してゐるわけですが、日本の生活が諸外国と異なりませうのは、私が説明するまでもなく、よい悪いは別として、家族制度の中に生活構成が行われておる。生活保護法の特長があらう。もし抜本的な改革だといふならば、老後の労働者は、死亡の場合は別でありませうが、何といつても生活は家族単位の中で営むのでありますから、その点を考慮して金額をはき出さなければならぬと思ふ。ところがもし生活保護法に例を求めらるならば、今日の生活保護法は、一級地においては九千二百円、二級地においては、四人から五人家族には八千七百円から八千九百円、実際はこゝろのよによつて生活が保護されておる実情であります。それがどこに及ぶますか。抜本的な改正をするといふならば、他の四つの保険がありませう。そのうちの老齢年金だけでもさういふすべきだと思ふのであります。一体あなたはどこを根拠にして千五百円を払つてゐるのか。あるいは標準報酬の点についてあると尋ねをいたしますが、一万八千円に押えておいて、それが一体どうして抜本的な改正でしようか、御答弁を伺いたい。

○草葉國務大臣 從來二十三年の改正前におきましては、先ほど申し上げましたように、掛金におきましては相当多額で、最低で、女子におきまして千分の五十五、一般の男子におきまして千分の九四四といふ掛金をいたして、一年間の養老年金は四箇月分を支給する、こゝろいふ行き方であつたのであります。それを二十三年に、普通の場合には千分の三十、坑内夫は千分の三十五、女子千分の三十としまして、養老年金を月百円に改正をしたわけでありませう。従つてさういふいきさつから、今回はこれを月額千五百円と、これに對する加算といふのをいたして参つたのであります。でありますからこれらと比較いたしますと、一年分に対して四箇月を養老年金として参つた当時と現在の最低支給額といふものとを比べますと、むしろ今回の改正の方がその点では有利になつてゐると思ひます。それから私先ほど一つの引例として生活保護法の場合を申し上げましたが、これはお話の通り、生活保護法におきまして一人の標準と家庭の標準とが違ふといふことは御指摘の通りだと思ひます。だから一人だけ割出して基準を考へればよいじゃないかといふことには、御指摘の通り必ずしもならないと思ひます。

○井堀委員 それで明らかになりましたが、今回の改正は、老齢年金の一点だけを取上げて、保険の改正といつたしましては決して根本の改正にならない。もう少し練り直して、少くとも社会保険審議会の討議の過程において主眼も反対できない程度のもので出せばまだしも、それ以下のものでもいろいろわけでこゝろいふ案をおつくりになつたのか、一体社会保険審議会の答申を大臣はさういふふうにとらへられるか。これは答申と申し上げるほどのものではなかつたらしいのであります。が、私は多少関係者の一人として論議の過程を承知しておりますが、この審議会に、もちろんこの原案ではございませんで、先ほど私が冒頭に申し上げましたように、政府の責任において厚生年金保険の抜本的改正を迫られておるのに、その改正をどうしたらよいか案を持たないので、社会保険審議会の労を煩わしたいといふまことに當を得た提案があつたと思ひます。それそれ被保険者の立場、使用者の立場、あるいは公益側の立場から真摯な検討が續けられて、もうさういふ主眼から意見もあらう。しかし保険の改正の趣旨については何らの異存はなく、抜本的改正を必要とするといふことについては異存がないのみならず、当時経営者側の団体から派遣されておりました、すなわち日経連の代表者すら、日経連の意見としてこの際思い切つて保険の統合をなさべきだといふ主張をされたのです。この点でひとつお尋ねをいたしまして、被保険者側の立場は別として、すなわち経営者側の立場をとる使用者側の委員ですら、各種の社会保険が各省にまたがるといふことは、被保険者においてははなはだしく不便をこうむるだけでなく、社会保険としての運営の上から言つても好ましくないもので、至急に保険を統合されて、さうして被保険者のための保護を充実したらどうかといふ趣旨で改正を要望されました。そのために、むしろこの種の改正は、さういふ抜本的な問題に取組むべきじゃないかといふ

意味で消極的な態度をとつたことは事実であります。この点は日経連の声明その他で明らかでありますが、この点を厚生大臣はどのように判断されておるかを伺いたいと思ひます。

○章葉國務大臣 社会保険審議会における審議の過程におきましていろいろ御議論がございましたことは、よく私承知しております。結論におきまして、社会保険審議会は一致した意見にまとまり得なかつたという状態でございまして、そこで今回の改正にあたりまして、ただいま御指摘に相なりまして、ように、従来は四箇月分を養老年金の給付といたしておりましたが、今回は低額者——三千円までの人につきましては、一年の六〇％になつておりますので、パーセントでなしに、貨幣価値として、むしろ従来よりもはなはだ増額をいたしております。そういう状態になつておりますので、改正自体はパーセントから申しましても相当飛躍をいたしておると思ひます。ただ、たださきに申し上げました社会保険審議会の場合におきまして、おのの立場におきまして大いに傾聴すべき御議論はありましたが、全体といたしましては一致した御意見に到着し得なかつた次第であります。従ひましてこれらの御議論を勘案しながら今回の改正等を検討して参つた次第であります。

○井堀委員 この問題は、大臣が報告を正しくお受けになつておれば、今のような答弁はなされぬと思ふ。正式の答申案が得られなかつたことは私も承知しておりますが、先ほど私がお尋ねしたのは、前回の社会保険審議会に対する厚生省当局のこの改正に対する扱い方についてお尋ねをしたわけであり

ます。大臣は詳しく承知しておられ

うでありますから、また別な機会にはかの方法で明らかにするつもりでおりますが、しかし大事なことでありますから、一言だけ答弁してもらいたいと思ひます。それはこの厚生年金保険を抜本的に改正するためにはどうしたらいいかということについては、当時の厚生省の態度はまつたく白紙であつたが、まつたく白紙では論議を進めるには不便であるからということで、厚生省事務局当局メモというものを出して、そのメモを中心に経営者側も意見をつくり、被保険者側も意見をつくり、また公益側の立場をとる委員諸君も、それぞれ団体もしくは個人の見解を明らかにしておるわけでありまして、この資料はそれぞれに届いておるはずであります。そこでまつたく意見が一致したものの、やや一致できたものの、まつたく一致のできぬものとわかれたわけでありまして、まつたく一致したものはこの際取り入れるべきだと私は思うが、そのまつたく一致したものもこの際取り入れられていないということなんです。こういう点に対して私は非常にこういう委員会を監視する政府の最近の態度というものはよくないと思ふ。特に社会保障制度審議会の答申はかなり昔であります。この点から行きますと、保険の統一整理というものはすみやかに行われなければならぬわけで、これは私は冒頭に申し上げた。保険の改正を急がなければならぬのは政府の立場からしても当然であるのに、正規のこれらの機関の答申をまつたくここでは無視しておるわけでありまして、この点の態度は一体どういふ考え方であるか、吉田政府の見解を責任あるところでお答

えを願つておきたいと思ひます。

○章葉國務大臣 お話の点、社会保険審議会の最初の諮問まで行くまでのいきさつ等につきましても、よく私も承知をいたしております。そこでこれらについて一致した意見等もありになり、むしろ根本においては社会保険の立場から、各種もろ／＼の年金等の統合というものは、これは保険の方にございまして、社会保険におきまして、意見がありあるいは答申のあつた点でございまして、これは先ほど申し上げましたように、根本としてはその意見は私どもは大いに尊重する。ただ現在の段階においてにわかにこれを一本にするというのには、相当おの／＼の立場の調整をし、それ／＼の法律の足固めをして、そしてその段階に行くべきものである、かように考えておるのであります。それでこの意見そのものが厚生年金の改正にただちに現われて来ない点においては、その通りでございまして。しかし厚生年金の改正だけではこれはいたしかねるのでありますから、根本方針といたしましてはそこへ行く段階として、この改正そのものも考えながら進んで行くという方針をとつて参つたのであります。

○井堀委員 二つの委員会の答申を尊重されなかつた点は明らかであります。が、どうしてできなかったかについて、明らかにございませぬのを遺憾に思ひますが、とにかくこの種の改正をする場合には、特に社会保険審議会の意見を聞かなければならぬことは法律の規定に明らかになつておるところであります。しかもその両方の委員は、あの当時はかなり回数も重ね、時間におきましても非常に多くの時間を奉仕

されて、真摯な態度でそれ／＼の立場を代表し、もしくはまつたく保険制度一本になつて検討したものであります。こういうものがまつたく蹂躪されてしまふということになります。

ては、事柄は社会保険審議会の答申を軽視したという言葉で見送られますけれども、これは保守政として私は重大なミスだと思ふ。こういう委員会を十分に尊重して行くところにこそ保守政の特長があると思ひますし、社会政策に対する忠実な行き方だと思ふ。みずからそういうものを蹂躪するような、無視するような、軽視するような態度というものは、私は保守政でなくては反動だといふ非難攻撃を受けて受容できない事実だと思ふ。この点には十分注意するべきことであつて、私どもの立場からとやかく申すことではございませぬ。政府自身の責任において行ふべきことであります。それはともかくといたしまして、今にわかにそういう答申が実施困難だといふことは判然としたのであります。私はそういう審議会の答申は決して理想案を出したとは思ひません。被保険者ははなはだしく不満である。経営者もかなり不満である。にもかからずこの辺でという社会保険審議会の意見もまつた。社会保険制度審議会においてはなおさらそうである。大局的立場に立つて答申が行われておりますことは、この報告書によつて明らかだ。このことは今ここでむしろ必要はありませんが、そこで具体的な事実について大事だと思われるところだけを、一、二お尋ねをいたします。

ということでありましてならば、それはわれ／＼は善意に理解するのであります。そこで前進の姿であるかないかを具体的事実について御答弁を願ひます。たとえば健康保険と厚生年金保険とは一番近い性格を持つております。一体健康保険と厚生年金保険を調整して行こうとすればどこに一番大きな障害があるか、どこを扱えば一番簡単かという点は、これはしろうとが考えても一致する点としては標準報酬の統一はややならなければならぬということですが、健康保険は御案内のよう

に二万六千円ですが、今度の改正は一万八千円です。これは一体どういふわけですか。ひとつこれに対する大臣の見解を伺つておきたいと思ひます。

○章葉國務大臣 統合に向つて努力をする申し上げたのでございまして、具体的なことは一向どうも現われて来ぬじやないかというお話であります。しかしこれは手取り早いところからだんだん現わす予定をしております。現に船員保険とこれとをマッチさせるというのもそれでございまして。ただいま御引例の健康保険の問題は三万六千円と片方は二万八千円だということになつておりますので、お話の通りになつておられます。答申等伺いますと三万六千円が希望されている点であると存じます。しかしにわかにこの従来の八千円を約五倍近くいたしますことは、負担も急激に増加いたしますので、そういう点を勘案いたしまして、将来永久に現在の二万八千円と定めるという考えは持つておりませんが、しかしそれには段階があるというので、

実は今までの八千円を相当飛躍して一万八千円にいたしたのであります、その一段階としては相当努力をいたしましたつもりであります。

○井堀委員　あまり技術的な問題をあ
尋ねすることは失礼かと思いますが、
政治的な責任の立場において御答弁願
わなければならぬ点だけを伺っておき
ます。あなたは八千円を一萬八千円に
したからたいへんな飛躍のようにおつ
しやられる。八千円に改正されたのは
昭和二十三年であります。一体今日イ
ンフレの進行状態は、貨幣価値に対し
て何倍になりましたか。昭和二十三年
には公務員は千八百円ベースでありま
した。それが今人事院は二万七千円を
勧告しております。一体厚生年金保険
だけについて、しかも被保険者は貨幣
価値の高い掛金をかけております。そ

ならば、健康保険との調整を保つ意味において——もちろん経営者側の方ではこれに難色があります。しかし保険料率を引上げようというのではありません。当然法律の基本精神は動かないのでありまして、標準報酬は、インフレの高進に基いて給与ベースが上つて来ておるのであります。その給与ベースに調整して行くことは改正ではあります。運営の自動的な進化にすぎないのであります。これを改正などという考え方はたいへんな誤りでありまして、まして抜本的改正などということは片腹痛い。これに対する答弁は困難でありましょうから、後日事務当局にお尋ねをして明らかにします。が、この機会に大臣にもう二、三大事な点と思われる点をお答え願おうと思ひます。

それでは一体なぜこの際標準報酬を
そういうところに押える反面に、老齡
年金給付の年齡を従来五十五才であつ
たものを六十才、五十才であつたもの
を五十五才、これは言うまでもなくこ
の法律ができた當時に、あなたは五十
五才になりますと老齡年金を差上げま
すよという約束をしておいて、十三年
過ぎた今日になつてずるりと五年も引
延ばすというやり方は納得のできぬこ
とである。この辺はどういう見解でこ
ういう案をおつくりになりましたか。

○草葉國務大臣　從來はただいまお話になつておりまするように、普通の場合には五十五才であり、坑内夫の場合には五十才であつた。それを今回は六十才と五十五才に引上げて参つたのであります。從來のこれらの約束をいたしました方々には、それ／＼実施期間を順次それにマツチさせます。従つてこ

それが完全実施は二十年後でございます。その間はずつと順次これを繰延べて参ります。今回の法律がそのまゝの姿で実施されますことは、二十年後になつて初めてそのまゝの姿で実施されて来る次第でございます。それを何ゆゑに五十五才を今回六十才にしたかという問題、これはいろいろ検討いたしますと、日本の平均寿命あるいは労働寿命と申しまするか、これらもずつと延びておりますし、これら等を検討いたして参りまして、世界各国の実情等を調べて見ましても、これらの長期保険の実施状態が大体六十才以前でやつておりますのは今まで日本だけであつたと思います。ほかの国等におきましては、これが相当延びております。そうして申申し上げました日本の平均寿命あるいは余命というのが最

近ずつと延びて参りまして、生産年齢と申しまするか、労働年齢等もこれに比例をいたしまして延びて参りましたから、従つて産業等に対します影響等もむしろ五十五を六十に延ばす方が妥当である、こういうふうに考へていたしたのでありまするが、それにいたしましたでも、ただいまこれをそのままただちに実施することは従来の関係もあつて不穩当と存じます。従つて完全実施は二十年後にいたしましたのであります。

○井堀委員　その答弁は私としてはまことに了解に苦しむのでありまするが、今あげられました五十五才を六十才に引上げる理由の一つとして、労働年齢を取上げられております。私の手元にある資料から行きますと、労働者の労働年齢というものはむしろ低下して参つておる。反対であります。これは化

學工業あるいはその他いろいろな新しい、近代的な企業活動の被害が労働者の生命を縮めておる統計が出ておる。この点からいへば逆である。それから第二にあげております日本人の寿命が、確かにそれはその通り、しかしこれはいろいろ異なる関係もあるでありまして、乳幼児の死亡率の減退によるもののがこの問題を規定する大きなファクターになつておる。でありますから、こういうものの場合には尺度にはならぬのであります。それから一部には長生きをする者が出ております。たとえば結核その他の療養上の改善によつて出ておりますが、しかしこれはこの場合には例にとるべきではないのであります。でありますから、そういう理由でありますならばこれはおやめ

になることを希望しておきます。

それからさらに年鰥をにわかに――調整はもちろんやることでありますけれども、基本的なことは十三年前にさかのぼつて約束をしたことを――長期保険といふものはそういうものではありません。掛金を最初かけたときから十三年かけて来ておるのであります。それを全部払ひもどしをして、そうして新しい制度を約束するというのであるならばいいけれども、この場合には、やはり被保険者の権利をいささかでも蹂躪する場合には、被保険者の了解なしにはやれぬことである。もちろん国会がそれを代理しておるのだといへば今日の制度では一応りくつが通るでしょう。しかしそれでは審議会の制度を設けたのが意味をなさなくなる。私は厚生年金保険審議会の中に被保険者あるいはこれに関係の深い雇い主、それに

知識経験者を入れたということは、さういふ関係者の意思がいかなる場合の法律の改正においても無視されたり躓されたりすることがないように、それを守らうとするとここにこの法律の一箇条が入つておると私は信じておる。さういふ意味で被保険者側はあげて反対をしておる。経営者側といえども、この点に對しては——政府側の改正をもし諮問されるならば、正規の機關においては反対されない。原案を主張しておるのであります。でありますから、これは答弁になりませんし、たいへん見当違いの御答弁でありますから——さうでありますならば、これは私の思い違いでお尋ねをしたのでありますから、現行通りにおやりになることが正しからうと思ひます。

次に進んでお尋ねをいたすのであります。

ますが、適用範囲を拡大する点について先日他の委員から質問があつたようでありましたが、その答弁を伺つて納得ができませんので重ねてお尋ねをいたします。今日社会保険審議会においても強い要望がありましたが、社会保険制度審議会の政府に対する勧告答申案を見ますと、このことをよく説明しております。すなわち社会保険制度というものの足がかりにこういう社会保険の各種のものを統一整備することを繰返し強調しておるのであります。こういう点からいたしますと、今日適用外に置かれておりますものの中で、常時五人以上の事業所に限られておるのでありますが、五人以下の企業というものは、大臣も答弁で数字を明らかにしておりましたが、私の統計はやや古いもので、昭和二十六年の総理府の統計であります。五人以下の事

業所は、製造業だけを見ましても六二・六％、商業におきましては九一・一％でありますから、日本の労働者として当然この保険の恩恵を受けるべき対象の労働者で、おおかたであります。約半数ばかりの労働者が漏れておる。しかも中小企業、零細企業に属する人々の日本経済における地位というものは、非常に重要であります。その重要度におきましては、むしろこういう社会保険の恩恵を一番先に享有せしめなければ、日本経済の復興はこういふところに大きな障害を生じ、これが日本経済の一大ネックになつておるわけでありまして、ありますから、もし社会政策としてこの種の保険を普及徹底しようとするならば、まずこの際中小企業、零細企業の悪い条件のもとにあり、また労働者の救済のためにこの保険が手を差延べるべきことは、私が説明をするまでもないと思つております。この点に對しては、あなたの言葉をとりかへて言うわけではありませんが、あなたは真摯な態度で、しかも社会保障について、あるいは社会政策について熱心な態度を表明されておりましたから、それは熱意があるならば、この機会になぜ思い切つて中小企業、零細企業に手を差延べる改正をなさらないか。この点に對しては、どうも今までの大臣の答弁では納得できませんので、ひとつ納得のできるような答弁をお願いいたします。

○草葉國務大臣 お話のように、数字は私が申し上げるものとは少し違いますが、相当多数の、しかも全労働者に対しては比重をいたしまして、相当大さい比重を持つておりますが、五人以下の事業所における被用者の状態だと思ひます。これを今回の改正に入れたと思ひます。これは、実はこれの五人以下の事業所の状態が、そこに働いておられる被用者の状態を檢討いたしまして、その形勢、あるいは報酬の状態、また雇用の期間という問題を把握することは、まさに困難であります。そこで五人以下までに延ばさなければいかぬという考えは、私どもも捨てておりません。ぜひこれはやりたいたとは考えておりますが、それらの具体的調査をして、そうしてそれらに對します掛金なり、保険財政なりに及ぼします影響、負担能力、それから中小企業の国民経済との関連性、これらを十分検討いたして考へて行かなければならぬ。あるいは特別の取扱いをするかどうか。一方重労働に對します取扱いは特別な取扱いをいたしておりますが、さういふ点も一律に行けるかどうか。さういふ実態的な問題が考へられて来るのであります。具体的に申し上げますと、この五人未満の事業所におきまます実態は、直接私どもの方では今後なるべく早い機会に調査をしたいと思つております。その調査の結果に基きまして、これらの点を十分検討をして進めて参りたいと思つております。

○井堀委員 五人未満の事業所の把握が非常に困難であることも、あるいは雇用の形態が複雑であることも私はよく承知しております。であります。が、この重要な日本産業経済の上に多数の労働と経営があるわけでありまして、これをさういふ困難なという理由で、これをこの外に置くというところであつては、この保険としては、たゞ生命をつまれていると思つて、そこでさういふ困難はあらゆるものにつきものであります。しかしたとえば日雇い健康保険を取上げて来たという点は、さういふ困難を克服して来たという努力が具体的にいつてゐるわけでありまして、さういふことだといふ理由にはならぬ。ただ困難だといふ理由だけにしかならぬ。そこで困難といふことで安易につこうというものは、社会政策としてはやるべきものじやありません。社会政策に對して多少でも理解があり、誠意を示すならば、その困難を克服することこそが社会政策である。これは資本主義の弊害をチエックするものでありますから、困難と取組まないと、さういふ社会政策などあるはずはないのであります。さういふ答弁は、社会政策に對して無理である。あるいは誠意を持たぬといふ答弁にかゝる言葉に響くのであります。さういふことは私は許されぬと思つて、そこで問題は困難であつても、その困難と取組んで行くといふところに今度の改正がその芽を出して来なければならぬと思つて。

それからいま一つこの問題に非常に重要な関連を持ちますのは、さういふ事業所の労働条件が低いという点、これはいろいろ実態調査をしておりますが、政府は一方においては、中小企業の五人未満の労働者であるからというので、労働所得税を免除する、この点では、国税庁はきびしく調査をしておりまうです。第五回目の歴史をつくつていふ所得に對しては、厳密な調査と追究を企て、勤労者の所得を完全に把握しております。これだけの熱意と努力がさういふ

う年金保険に取組む人々にありますならば、易々とさういふ実情を把握することができまう。これが熱意の度をはかる一番いいものだと思ひます。勤労大衆に對する徴税に對しては、このやうなきびしい手を差延べてゐる。しかも長い間、勤労によつて日本の経済や福祉に貢献した労働者が、年老いて、その老後の不安の中において何らの社会保障がないので、保険の形に對してその生活の保障の道を講じようといふものに対して、調査あるいは把握が困難だといふやうな理由によつて見送るといふことは、言語道断といわなければならぬのであります。把握は困難であります。さういふ答弁は不穩当だと思つて。しかし末尾で一生懸命やると言つておられますから、今後大いに期待することにいたしておきまう。この改正についてさういふ点で修正が出たら喜んでお受けになるだらうと思ひますから、私は修正案に對して御意見を伺いたいと思つております。そこであと二つだけちよつと済みませんが御答弁願ひたいと思ひます。一つは、先ほどの佐藤さんの質問に、関連してぜひ何つておきたいのであります。保険の給付について定額制と標準報酬の比例制とを質問されておりましたが、大臣の答弁は、どうも腰がはつきり切れていないやうでありますから、その辺の所見をもう一度ここで明らかにしてもらいたいと思ひます。先ほどの質問者は、社会保障制度と保険を混同してゐるやうに私は聞きまし。社会保障制度であれば、これは定額制がいいのであります。そこで、これに保険の精神を加味するといふこと

になれば、定額制を無視することは適当でなからうと思つて。ただこの保険を、社会保障制度審議会が強調いたしておりますやうに、將來さういふものに近づけるために定額制の金額をふやし、そのウェイトを大きくして行くといふことは望ましいことであると思ひます。いま一つ私が見解をただしたいと思ふのは、老後といふますけれども、大體勤労者の生活といふものは、過去長年の間の賃金、月給の収入によつて一つの生活の形態ができてゐるわけでありまう。その形態が保険に切りかへる。せつな、従来の収入とはまったく別な、打つてかわつたものになるという。これは非常な変改になります。さういふ生活保障という立場から言ひますと、社会保障制度が徹底して来て、もう老後は老後として新しい社会の中で育てられるのならば、これはもうそれでよろしい。しかし今のやうな乏しい保険経済の中でこれを保障しようとするならば、私はフラットにするといふことは少々飛躍があると思ふ。さういふ点に對してさういふ考へになつてこの措置をとられたのか、あるいは失礼ですけれども、さういふ張りの改正であるからどうでもよい、ちよつとやつておけといふつもりか、こゝろをひとつ伺つておきまう。

○草葉國務大臣 これは十分検討して、実は今度の改正をいたしたのであります。が、お説にもありましたやうに、定額一本といふのは一つの全体的な保障制度の立場から考へますと、国民全体といふやうな場合、あるいは全然固定収入等がないやうな場合においては、

一つの定額というものが基本になつて来ると思う。しかし少くともある報酬があり、それが日本のような形態における低額から高額にずつと来ております場合においては、今までの報酬の体系を無視した定額一本というものは、相当現実と離れた考え方が生じて来るのであります。従つて各国ともこの点は相当困難を感じておると見えまして、定額制一体をやつておるのは、純社会保障的な立場をとつておるイギリスだけだと承知いたしております。そういう点から考えます場合に、今回千五百円を一方の定額として、これは国庫負担も相当いたしておりますから、従つてそういう均衡性なども考えまして定額制をとつて行く、その他はそれと見合つて報酬比例制をとつて行く。これが現状においてもまた現在の保険経済においても最も妥当ではないか、こういう考え方をいたしております。従つて定額制一本で行くという勧告もございまして、将来国民全体に及ぼして、これを収入がない場合にやつて行くときには、むしろ何とかそういう点を考へて行かなければならないが、現在の情勢ではただちにこれをとつて行きますと、むしろ混乱をして来るおそれがあります。従つて定額と報酬比例とをそれ／＼仕わけまして、今回のようにいたした次第であります。

○井堀委員 そのとおりと思つて、まったく私のお尋ねは意味があつたと思つたのであります。そこでそういう御答弁までできたのであります。そうすると、この改正案とあなたの御主張とが食い違つて来る。それはここで定額制を以上の理由であなたが反対される、もしくははそういう意見にくみしたいという見解は私と一致するわけですが、そういう見解は私と一致するわけですが、その三万六千円まで持つて来ませんで一万八千円まで切りまして、今日の一万八千円以上の幅をあなたはそのくらゐでお認めになつておるか。今までは保険金をかけて来た人が、一万八千円以上になりますと、一万八千円で押えられまう。この議論はまったく矛盾撞着を来しますから、その主張をなさる場合には、少くとも最低限度健康保険の三万六千円まで持つて来ないと、その主張は貫徹できません。その辺の見解をひとつはつきりしてもらひましょう。

○草葉國務大臣 これは理想的に申しますと、むしろ三万六千円ももう少し現実において上がございますから、そのまゝの姿で行く方がほんとうは理想的かも知れません。しかし／＼な意味においては、現在では健康保険では三万六千円、こちらの方でも強い一方の意見としては、三万六千円が保障制度審議会、保険審議会にも出ておりますことは、よく承知しております。ただこれを一万八千円からただちに三万六千円にいたします上においては相当の影響がある。あるいは事業主に付きましたことによつて、大体において八十八億必要じやないか、そのうちで事業主の負担が半分でありますから、四十四億になります。ただこれには法人税を控除することになりますので、法人税を控除いたしますと、二十五億五千万円の負担になつて来ると存じております。また被用者においても同様な負担が考えられる。これらの負担を考へて参ります場合に、この一万八千円をただちに三万六千円にする場合に

おきましては、相当な負担増があり、またその負担増に見合つて保険経済をいたして参ります場合におきまして、現在の被用者の場合を考えますと、現在は平均して月に百五十円が今回の場合は百七十円になりますので、これで平均して六十五円の増になつております。これがさらに三万六千円になりますと、ずつと増額をされます。そういう点を考慮いたしまして、将来あらゆる面においての統一というのを考える場合には、頭をそろえ、しりもそろえながらパーセントもそろえたいというところが妥当であるとは承知いたしておりますが、そういう関係から今回は一万八千円ということにいたしましたのであります。

○井堀委員 この問題は非常に重要であります。やや専門的な事柄でありますから、後日事務局にたしたいと思ひます。

もう一つお答えを願ひたいと思ひますことは、保険経済全体の立場から、雇い主の負担のわりに極端な増額は／＼な意味で抵抗があるかと思ひます。また労働者の方も保険金を引上げることによつて保険の実体を備えるようにするということにわかに同意をしかねる向きもあるかと思ひます。この辺については私どもの立場から見ますと、残念ではあります。国民生活の窮乏した現状においてこういうものと取組む者も同様に苦難の道だと思ひます。しかしここに努力を払おうとすれば、どうしても国庫負担の増額によつてその難路を切り開いて行く以外にないと思ひます。でありますから、国庫の負担について、この際この保険の抜本的な改正とまで行かなくとも、

先ほど来御答弁願つて来しましたように、社会保障制度審議会ないし社会保険審議会の間において／＼検討されてきた程度の事柄をぜひ実行に移して行く。そうするためには昭和二十九年の予算の中における厚生年金に關する改正案の予定した金額というものは、こういう問題を解決する上に大きな障害になると思ひます。そのわくの中でこういうことを議論させる結果にもなると思ひます。この予算に対する厚生大臣の見解をひとつ伺つておきたい。

○草葉國務大臣 これは結局こういう保険経済でございますから、しかも厚生年金は社会保障としての中核をなすものと考えますので、あるいは事業主あるいは被用者のそれ／＼の負担に即応しますような国家の負担というものを考へて参つたのであります。国家財政は御承知のような状態でありまして、それにいたしましてこの保険事業はぜひ国家の力を入れるべき重大なものでございまして、従来は一般に割しましては割でございまして、今回は一回は割五分といたし、二十九年度におきましては八億七千万円の国庫負担をいたしたのであります。この状態を續けて参ることを考へまして、十年後の三十九年には三十四億を見込んでおります。五十年後には三億と二百四十三億を國家が負担しなければならぬ、こういう状態に相なつて参ります。その程度はどうしても國家がこれらの事業の重要性にかんがみまして負担をすべきものと考えております。

○井堀委員 なるほど乏しい日本財政の中から繰出すという困難についてはよく理解ができるのであります。ただ問題は一兆億の予算をどこにどう使

うかという、すなわちこれはそれ／＼の政策の決定点、分岐点になると思ひます。であります。この点については言葉の上では社会政策について十分理解があると言ひ、熱意があると言ひ、予算を割愛したという数字をい／＼言つておりますが、保険の割五分の負担が、全体との比較において一体どれだけウェイトを占めるかということについては、これはまたたくナンセンスだ。ちつとも社会政策に対する理解のある予算じやありません。社会保障制度にとつてかわらうという事になりまして、従来被保険者並びに雇主が負担しておりました全体が国庫にかつて来るのであります。國が全額持つて来ることになるわけでありまして、割五分がいかに社会保障制度に対する理解のある予算だなどという笑われまう。五十年前に二百四十三億になるですつて、じやうだんじやありません。労働者と雇主は八百億以上の積立金をいたしております。こういう問題はそういうお考えであります。こういふ問題は／＼一致いたしまして、何の考へ違いだろ／＼と思ひますが、吉田政府の予算の組み方において厚生大臣としては非常に申訳なかつたという御答弁がいたされると私は思つております。あなたの熱意を疑うものではない。吉田政府の性格についてはある程度見通しておるから……。だけれどもあなたは厚生大臣でありますから、その中でも聞かなければならぬ理由があるわけでありまして、そんなものでけつこうな態度をとられてはいけません。それは申訳のない話だ。そこでこのことについてはこれは本来は予算委員会等でもやるべき事柄でありま

そこでこれと関連いたしましたて、す

○草葉國務大臣 先のお話の社会保障

[illegible]

しまして、そうして完全積立方式によ

たよりに資金運用部資金によつて運営

姓名	性别	年龄	籍贯	职业	住址	电话	备注
王德胜	男	45	山东	教师	XX路XX号	XXXX	
李小红	女	32	江苏	医生	XX街XX号	XXXX	
张小明	男	28	浙江	工程师	XX巷XX号	XXXX	
赵大伟	男	50	河南	工人	XX村XX组	XXXX	
陈丽娟	女	38	四川	会计	XX路XX号	XXXX	
周国强	男	42	湖北	农民	XX乡XX村	XXXX	
吴小芳	女	25	广东	学生	XX路XX号	XXXX	
孙大刚	男	55	安徽	干部	XX路XX号	XXXX	
郑小红	女	30	湖南	护士	XX路XX号	XXXX	
王德胜	男	45	山东	教师	XX路XX号	XXXX	

○草葉國務大臣 今申し上げました数

ないのであります。口を開けば保険財

[illegible]

立金を長い間して、しかも私のあれか

に活用されておるといふ事実を承知し

Age Group	Percentage of Respondents
18-29	85%
30-49	80%
50-69	75%
70+	70%

ばならぬのであります。ここに一千億

營をさせて、できるならば一部は還元融

100

また還元融資が、現在はお話の通りに本年度も三十五億でございますから、もつと行かないかという問題になつて来るわけでありす。これはもちろん還元融資は本年度三十五億でございますが、将来は大いに努力して被保険者に対して有利にこの金を利用せられるようにいたして参りたいと考えております。また利率の点につきましても、ほかの関係もありますから、これは関係省であります大蔵省等と現在も折衝しておりますが、できるだけ有利な方向に今後努力して参りたいと思ひます。

○井堀委員 いろいろお尋ねをいたしました。が、なお實際上の問題につきましては事務当局の方にお尋ねいたすことにいたしました。これをもつて私の質問を一応打ち切りたいと思ひます。

ぜひこの機会に希望を申し上げておきたいことは、これは党の政策であるとかあるいは政府の性格というふうなもので曲げられてはならないきわめて喫緊な制度、改正を迫られてはいる制度であると思ひます。御案内のように、今日この制度の改正について、今後日本が誠意を示さないと、今後日本のこのふうなものに対する、勤労大衆の政府に対する信頼は地に落ちると思ひます。このことはひとり吉田政府に対する信頼だけではなくして、こゝういふ社会政策に対する、ことに長期保険に対する労働者の、たといみじんでも疑いを残すようになりますと、今後社会政策を実施する上にも、ことに日本の置かれてある将来というものは福祉国家をつくり上げて行かなければならぬ至上命令があるわけですから、福祉国家建設のための、これは重大なる

事柄の一つであると思ひますので、たといその改正がやむを得ない事情のために狭い範囲にとどまるといたしましても、将来において福祉国家に貢献できるような形に改正が押し進められなければならぬと思ひますのでありまして、今後国会におきましても貴重なる御意見が各方面から出ると思ひますのであります。大臣は十分これを取入れになられまして、党の政策や内閣の狭いわけにとどめられず、福祉国家建設のために十分の御努力を期待いたしまして、一応質問を打ち切ります。

○青柳委員長代理 本日はこれにて散会いたします。明日は午前十時より会議を開きます。

午後一時三十七分散会